

令和4年第10回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和4年第10回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和4年10月27日(木) 午後3時
おいらせ町役場分庁舎 402会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
署名委員
署名委員
- 3 会期の決定 令和4年10月27日(木) 日間
- 4 教育長報告
- 5 各課報告
 - ① 学務課
 - ② 社会教育・体育課
- 6 付議案件
 - 議案第 1 号 おいらせ町社会教育委員等公募委員選考要綱の制定について
 - 議案第 2 号 おいらせ町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令について
 - 議案第 3 号 おいらせ町外国語指導助手設置要綱の一部を改正する訓令について
 - 議案第 4 号 おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について
 - 議案第 5 号 おいらせ町教育相談支援員設置要綱の一部を改正する訓令について
- 7 協議事項
 - 協議第 1 号 おいらせ町都市計画審議会委員の推薦について
- 8 報告事項
 - 報告第 1 号 おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館の指定管理者候補者の決定について
- 9 その他
 - ① 総合教育会議について
 - ② 令和5年度新入学児童数について

教育委員会定例会 10月教育長報告

令和4年10月27日

(報告事項)

日	曜日	行事名
1	土	おいらせ秋祭り (イオンモール下田)
2	日	親子追跡ハイキング (下田公園)
3	月	正式辞令交付式 定例会議 教委打合せ
4	火	分庁舎避難訓練 東地区小・中学校教頭会研修会 (みなくる館)
5	水	学校訪問 (下田小/百石小)
6	木	教委コロナ打合せ 青少年育成町民会議標語審査会 東部研 (百石中)
7	金	学校訪問 (甲洋小/木ノ下中)
8	土	
9	日	
10	月	
11	火	
12	水	教委打合せ
13	木	教委コロナ打合せ 東部研 (百石小/木内々小) 学びカレッジ (交流センター)
14	金	町民体力テスト (交流センター)
15	土	ファイナル大会 (スポレク祭) (縄文の森イベント広場) 上十三子ども会育成者宿泊研修会 (月見旅館)
16	日	町総合防災訓練 (いちよう公園体育館)
17	月	教委打合せ
18	火	行政評価委員会 政策会議 教頭会
19	水	ICT研修会 (木内々小)
20	木	教委コロナ打合せ
21	金	
22	土	生涯学習フェスティバル (交流センター)
23	日	生涯学習フェスティバル (交流センター)
24	月	教育支援委員会 (東公)
25	火	校長会 教委打合せ 町民体力テスト (いちよう公園体育館)
26	水	
27	木	教委コロナ打合せ 奨学資金寄附 教育委員会定例会
28	金	
29	土	
30	日	
31	月	教委打合せ

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を、「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を略したものです。
[その他]

10月・11月行事予定及び報告事項

<10月>

日	曜日	行 事 等	場所等
5日	水	学校訪問	下田小学校 百石小学校
7日	金	学校訪問	甲洋小学校 木ノ下中学校
18日	火	教頭会	分庁舎
25日	火	校長会	分庁舎
27日	木	教育委員会定例会	分庁舎

<11月>

日	曜日	行 事 等	場所等
9日	水	就学時健診（木ノ下小学区・第1回）	町民交流センター
10日	木	就学時健診（百石・甲洋小学区）	町民交流センター
15日	火	就学時健診（下田・木内々小学区）	町民交流センター
17日	木	就学時健診（木ノ下小学区・第2回）	町民交流センター
22日	火	教頭会	分庁舎
24日	木	教育委員会定例会	分庁舎
28日	月	校長会	分庁舎

10月・11月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

10 月	行 事 名	場 所
2日 (日)	子ども会育成連合会主催「親子追跡ハイキング(秋)」	縄文の森イベントホール
4日 (火)	親子星空観望会(秋) ⇒ 中止	北公民館
6日 (木)	青少年育成町民会議「家庭の日標語」審査会	分庁舎
13日 (木)	おいらせの学びカレッジ一般講座「命を支える自然の力」～海と環境の話～講師:さかなクン 氏	町民交流センター
22日 (土) ～ 23日 (日)	おいらせ町生涯学習フェスティバル	町民交流センター
31日 (月)	新年かきぞめ大会打合せ会	分庁舎

11 月	行 事 名	場 所
3日 (木)	文化財パトロール	阿光坊古墳館
6日 (日)	北公民館文化祭	北公民館
6日 (日)	古墳館歴史講座① ～関東からみた東北北部の末期古墳～	阿光坊古墳館
10日 (木)	学びカレッジ専門講座「手作り味噌講座」	農村環境改善センター
13日 (日)	古墳館歴史講座② ～北東アジアからみた阿光坊古墳群～	阿光坊古墳館
19日 (土)	学びカレッジ子ども講座「クリスマスリース作り講座」	北公民館
20日 (日)	古墳館歴史講座③ ～動物考古学からみえてきた青森の馬の歴史～	阿光坊古墳館
27日 (日)	青森県下小中学生将棋大会	みなくる館

その他の事項(事務連絡等)

- ◇ 学びカレッジ専門講座「南部菱刺し講座②」…日程:10/25、11/1、11/8、11/15
- ◇ 北公民館床面張替工事…日程:10/27(木)～10/30(日)
- ◇ 季節展「マガタマンと阿光坊古墳群保存会15年の軌跡展」…日程:12/25(日)まで、阿光坊古墳館
- ◇ 第2回おいらせ町立図書館協議会…11月下旬、みなくる館
- ◇ 放課後子どもプラン運営委員会…11月下旬、分庁舎

10月・11月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

10 月	行 事 名	場 所
14日 (金)	町民体カテスト	町民交流センター
25日 (火)	町民体カテスト	いちよう公園体育館

11 月	行 事 名	場 所
8日 (火)	スポ協副会長と各加盟協会との情報交換会	みなくる館
13日 (日)	青森県スポ少フェスティバル卓球大会	いちよう公園体育館
17日 (木) ～ 18日 (金)	第63回全国スポーツ推進委員研究協議会滋賀大会 (おいらせ町スポーツ推進協議会 蛭名勝広会長 全 国表彰)	滋賀県
20日 (日)	ヴァンラーレ八戸オールホームタウンサンクスデー	プライフーズスタジアム

その他の事項(事務連絡等)

議案第 1 号

おいらせ町社会教育委員等公募委員選考要綱の制定について

おいらせ町社会教育委員等公募委員選考要綱を別紙のとおり定める。

令和4年10月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例第3条及び第4条の規定に基づき、おいらせ町社会教育委員等における公募による委員の選考方法等に関し必要な事項を定めるために提案するものである。

おいらせ町社会教育委員等公募委員選考要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号。以下「条例という」。）第3条及び第4条の規定に基づき、おいらせ町社会教育委員等における公募による委員の選考方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) おいらせ町社会教育委員等における公募による委員（以下「公募委員」という。）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として法律又は条例により設置されている教育委員会の附属機関で庶務担当課が社会教育・体育課であるもののうち公募による委員をいう。

(募集人数)

第3条 公募委員数は、原則として委員定数の2割以内とし、委員の男女比については、男女の数がそれぞれ半数になるよう努めるものとする。

(応募資格)

第4条 公募委員の応募資格は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 満18歳以上の者
- (2) 当町に住所又は勤務先を有する者
- (3) 平日日中の会議に出席できる者
- (4) 行政機関の職員及び地方公共団体の議会の議員でない者
- (5) 町税等を滞納していない者

(公募及び応募方法)

第5条 公募は、別に定める公募要項（以下「公募要項」という。）を町ホームページに掲載する等、広く周知できる方法により行うものとする。

2 応募は、公募要項により申込書（条例施行規則様式第5号。以下「申込書」という。）を提出して行うものとする。

(選考委員会の設置)

第6条 応募者の中から委員を選考するため、おいらせ町社会教育委員等公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 選考委員会は、社会教育・体育課長、社会教育・体育課長補佐、阿光坊古墳館長をもって構成する。
- 3 選考委員会には、選考委員長を置く。
- 4 選考委員長には、社会教育・体育課長をもって充てる。
- 5 選考委員長に事故があるとき又は欠けたときは、社会教育・体育課長補佐がその職務を代理する。
- 6 選考委員会は、選考委員長が必要に応じて招集する。
- 7 選考委員会の庶務は、社会教育・体育課において処理する。

(選考方法及び基準)

第7条 公募委員の選考は、提出された申込書により行う。

- 2 公募委員の選考は、別表「おいらせ町社会教育委員等公募委員選考基準」によるものとする。
- 3 選考委員の平均点が、30点以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は、選任することができない。
- 4 公募委員の選考にあたっては必要に応じて面接を行う。
- 5 選考の結果、合計得点が同点の場合には、選考委員会により総合的に判断して順位を決めるものとする。
- 6 教育長は、選考結果を基に選任する者を決定する。

(選考結果の通知)

第8条 選考結果は、応募者本人に通知する。

(公募に関する特例措置)

第9条 応募者が募集人員に満たなかった場合又は選考において該当者がなかった場合は、公募によらないで委員を選任することができる。

- 2 日程に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第7条関係）

おいらせ町社会教育委員等公募委員選考基準

評価項目 評価基準（配点）	評価	内 容
○幅広い年齢層 （10点）	点	【選択方式】 公募委員を除いた委員候補者に ・10歳区分に分けた場合、同区分がないとき⇒10点 ・10歳区分に分けた場合、同区分が1人しかいないとき⇒5点 ・10歳区分に分けた場合、同区分が2人以上いるとき⇒0点 ・不明⇒5点
○男女比 （10点）	点	【選択方式】 公募委員を除いた委員候補者に ・異性が多い⇒10点 ・男女比が同数である、又は不明⇒5点 ・同性が多い⇒0点
○附属機関の委員の 経験 （10点）	点	【選択方式】 ・経験していない⇒10点 ・経験している⇒5点 ・現在、他の委員に任命されている⇒3点 ・現在、2つ以上の他の委員に任命されている⇒0点
○まちづくりに貢献 する住民活動やボラ ンティア活動の経験 （10点）	点	【選択方式】 ・経験がある⇒優良（10点）・良（7点）・有（5点） ・経験がない⇒無（0点）
○応募の動機、意欲、 考え方 （10点）	点	【選択方式】・優良（10点）・良（7点）・有（5点）・ 不可（0点） 応募動機に意欲や熱意が感じられ、考え方や意見に偏りが ない。
○職業・経歴 （10点）	点	【選択方式】・優良（10点）・良（7点）・有（5点）・ 不可（0点） 社会教育事業に関する知識・経験が備えていると判断さ れる。
合 計 （60点）	点	

議案第 2 号

おいらせ町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令について

おいらせ町教育相談員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第4号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和4年10月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じ、おいらせ町パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正がなされたことに伴い、おいらせ町教育相談員設置要綱においても同様の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令

おいらせ町教育相談員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3の特別休暇の部育児参加休暇の項中「6週間」を「8週間」に、「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

議案第 3 号

おいらせ町外国語指導助手設置要綱の一部を改正する訓令について

おいらせ町外国語指導助手設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第5号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和4年10月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じ、おいらせ町パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正がなされたことに伴い、おいらせ町外国語指導助手設置要綱においても同様の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町外国語指導助手設置要綱の一部を改正する訓令

おいらせ町外国語指導助手設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の特別休暇の部育児参加休暇の項中「6週間」を「8週間」に、「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

議案第 4 号

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第6号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和4年10月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に準じ、おいらせ町パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正がなされたことに伴い、おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱においても同様の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3の特別休暇の部育児参加休暇の項中「6週間」を「8週間」に、「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

議案第 5 号

おいらせ町教育相談支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

おいらせ町教育相談支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第7号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和4年10月27日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に準じ、おいらせ町パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正がなされたことに伴い、おいらせ町教育相談支援員設置要綱においても同様の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町教育相談支援員設置要綱の一部を改正する訓令

おいらせ町教育相談支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3の特別休暇の部育児参加休暇の項中「6週間」を「8週間」に、「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

協議第 1 号

おいらせ町都市計画審議会委員の推薦について

令和4年10月11日付け、お地整第780号で依頼のあった、おいらせ町都市計画審議会委員の推薦の件について協議する。

記

- 1 推薦者数 1 名
- 2 任 期 委嘱の日（令和5年1月頃予定）から2年間
- 3 所掌事項 都市計画を決定する場合の事前審議、調査審議、その他都市計画上必要と認める事項に関する事
- 4 その他 会議等については、年1回程度

(別添 参考資料を参照)

報告第 1 号

おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館の指定管理者候補者の決定について

地方自治法第244条の2第3項に基づき、「おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館」の指定管理者の候補者となる団体（以下「指定管理者候補者」という。）について公募を行い、有識者等で構成する「おいらせ町みなくる館等指定管理者プロポーザル審査委員会」の答申を踏まえ、下記のとおり指定管理者候補者を決定したことを報告するものです。

なお、指定管理者候補者を指定管理者として指定する議案を12月定例町議会に付議し、可決された場合には、指定期間から当該施設の運営を行うこととなります。

記

1 選定対象施設

施設名（所在地）	みなくる館及び町立図書館（おいらせ町下前田145-1）
	大山将棋記念館（おいらせ町下前田144-1）
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）
指定管理料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り（上限額352,477千円） <input type="checkbox"/> 無し
利用料金制（※）	<input checked="" type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用
公募・非公募の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募

（※）利用者が納付する利用料金を指定管理者の収入とすることが出来る制度

2 選定までの経過

募集要項の公表	令和4年8月5日（金）から9月9日（金）まで
現地説明会	令和4年8月23日（火）
質問受付期間	令和4年8月8日（月）から8月26日（金）まで
申請受付期間	令和4年9月1日（木）から9月9日（金）まで
審査の実施	令和4年9月29日（木）

3 申請団体数

1団体（申請資格要件を満たしていることを確認）

4 審査方法等

（1）審査委員会の設置

有識者等で構成する附属機関「おいらせ町みなくる館等指定管理者プロポーザル審

査委員会」(以下「委員会」という。)を設置した。

(2) 委員会開催経過

第1回委員会：令和4年7月19日開催（組織会、公募概要説明）

第2回委員会：令和4年9月29日開催（指定管理者候補者の審査選定）

(3) 委員会委員

委員の区分	委員の構成
有識者等 (条例に基づく第1号委員)	社会教育委員会議 委員長
	図書館協議会 委員長
町の職員 (条例に基づく第2号委員)	総務課長 (行政改革担当課)
	政策推進課長 (政策推進課)
	財政管財課長 (財政担当課)
	社会教育・体育課長 (施設所管課)

5 選定結果

事業計画書をもとに申請団体によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、募集要項に定める選定基準により評価を行った。評価結果に基づき、申請団体を指定管理者候補者とした。

(1) 審査会の実施日時

日時：令和4年9月29日（木）午前10時から11時まで

場所：おいらせ町役場本庁舎2階201会議室

(2) 評価項目・評価結果

評価項目	配点計	満点(300点×6)	指定管理者候補者
1 経営状況等	10点	60点	48点
2 経営方針について	20点	120点	103点
3 特徴的な取組みについて	20点	120点	82点
4 施設の管理について	50点	300点	229点
5 施設の運営について	60点	360点	275点
6 個人情報の保護について	20点	120点	86点
7 緊急時対策について	20点	120点	80点
8 団体の理念について	40点	240点	203点
9 その他特記すべき事項	30点	180点	147点
10 提案価格※	30点	180点	180点
評価点合計		1,800点	1,433点
評価点平均点		300.0点	238.8点

※ 価格点 = (最低価格 / 提案価格) × 30点

(3) 指定管理者候補者

団体名称	株式会社図書館流通センター
代表者名	代表取締役 谷一 文子
所在地	東京都文京区大塚三丁目1番1号

主な業務内容	書籍及び雑誌の販売、書籍の情報収集及び情報検索・受発注用機械可読データの作成及び販売、図書館管理運営業務の受託及び代行業など。
実績	総受託館数560館の図書館等運営実績があり、青森県内では、弘前市・八戸市・三沢市・つがる市立図書館の指定管理者に指定されている。 複合施設及び博物館など類似施設の管理実績がある（山形県、宮城県など）。

(4) 次点候補者
なし

6 指定管理者候補者の選定理由

- ・3施設それぞれの設置目的を十分に理解し、当町のまちづくりの基本方針である「豊かな心と伝統・文化が薫るまち」を達成するための具体的提案をしている。
- ・施設全体の美観を保ちながら居心地の良い空間づくりのための提案をしている。
- ・施設管理を円滑かつ適切に遂行するための職員の配置・管理体制が明確に示され、適切で安定的なサービスの供給が期待できる。
- ・3施設の特性を活かした魅力的な主催事業・自主事業を積極的かつ具体的に提案しており、事業を通じて施設効果が向上することが期待できる。
- ・利用者アンケートの定期実施など利用者の要望把握に努める取組みや、地域・他施設・地元企業・教育機関等との連携・協力・交流への考え方を具体的に示している。
- ・個人情報の保護、トラブルや災害対応等のリスク管理、危機管理マニュアルを整備しており、安心かつ安全な施設の管理運営ができる。
- ・施設のサービスを向上させるための方策や循環型社会への基本的な考え方である環境負荷低減に向けた提案が示されている。

7 今後の予定

年月	内容
令和4年11月	庁議報告
	おいらせ町議会議員全員協議会
12月	指定管理者の指定（議案の提案）
令和5年1月～3月	協定書締結に向けた協議（事業計画・収支計画等）
4月1日	協定書締結（指定管理者による管理運営業務開始）

□その他

① 総合教育会議について

令和4年度総合教育会議について、主管課である総務課から下記の開催案での調整依頼がありましたので、確認するものです。

記

- 1 開催日 12月12日(月) 午前10時30分
- 2 場所 おいらせ町立甲洋小学校
- 3 内容 ICTタブレット端末を利用した町電子図書館の現状について
- 4 過去のテーマと概要

年度	日時・場所	テーマと概要
R3	R3.11.9(火) 10:30～ 木内々小学校	GIGAスクール構想の現状について ・町の動き、整備状況 ・授業での活用等(見学)
R2	R3.2.5(金) 15:00～ 本庁舎 庁議室	学校における特別支援等について ・上十三地区における支援員の配置状況等 児童生徒の安全対策について ・防災行政用無線を活用した安全対策(周知)等
R1	R2.2.7(金) 15:00～ 本庁舎 庁議室	児童生徒の安全対策について ・情報通信を活用した安全対策(周知、連絡用) ICT教育の推進について ・ギガスクール構想に基づく1人1台端末整備等

おいらせ町総合教育会議設置要綱

平成27年8月5日 告示第54号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、おいらせ町の教育に資するため、おいらせ町総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) おいらせ町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定に関する協議
- (2) おいらせ町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、町長が招集し、総務課長が進行する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 総合教育会議の傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第7条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、おいらせ町の公式サイトなどに掲示するよう努めるものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、大綱の策定等に関する会議資料の作成については、教育委員会が行うものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この告示は、平成27年8月5日から施行する。

附 則(平成29年12月14日告示第72号)

この告示は、告示の日から施行する。

② 令和5年度新入学児童数について

新入学児童就学時健診対象者数 [令和4年10月1日現在/人]

No.	学 校	児童数		合 計	対前年
		男	女		
1	下田小学校	8	6	14	0
2	木内々小学校	20	27	47	9
3	木ノ下小学校	58	67	125	△2
4	百石小学校	25	33	58	12
5	甲洋小学校	11	10	21	3
	合 計	122	143	265	22

※ 令和4年度中学校卒業予定者数 253人 [令和4年10月1日現在]